

不法投棄禁止について

ごみの不法投棄は犯罪です

ごみの不法投棄を行うと、「廃棄物の処理および掃除に関する法律」により5年以下の懲役・1千万円以下（法人は3億円以下）の罰則が科せられます。※違法行為をやめましょう。

日頃から、市民の皆さんが協力して不法投棄がされない環境づくりをすることも大切です。ごみを捨てられない為に、管理する土地の草刈りを行ったり、周りに柵を設置したり、簡単に出入りされないようにチェーンなどを使ったり、自衛策を講じ適正な土地の管理をお願いします。

不法投棄が行われ、投棄者が判明しない場合は、土地の所有者・管理者がごみの撤去・処理を行わなければなりません（廃掃法第5条「清掃の保持」による）。不法投棄防止にご協力ください。

犬・猫を飼うときのルールやマナーを守りましょう

犬を飼うときのルール

- ① 放し飼いはしない
- ② 宮古島市に登録し、狂犬病の予防注射を受けましょう
- ③ ノミダニ対策などきちんと健康管理をしましょう
- ④ 鳴き声や臭いなど近所の人に気を配る
- ⑤ 「待て」など適正なしつけをする

「宮古島市飼犬取締条例」により、放し飼いは禁止！

犬の飼い主さん 散歩時のルールを守りましょう

- ・犬のフンは持ち帰りましょう
- ・ふんを持ち帰るための道具等を持って出掛けましょう
- ・リードを必ず付けましょう

犬や猫などを捨てたり虐待を見つけたら110番！

野良猫にエサやりをしている方へ

- ・無責任なエサやりは止めてください。
- ・地域の住民は、猫のふんや尿等で迷惑しています。
- ・エサやりをする時には、ご近所の理解が必要です。ご近所の方々の理解のうえ、猫の世話をしましょう。

家庭ゴミと事業所ゴミの区分についてお願い

敷地内に住宅と事業所が併設している場合（例：一階が事業所で二階が住宅など）、家庭ゴミと事業所ゴミの見分けがつかないようにゴミ集積場の区分をしてください。家庭ゴミと事業所ゴミの見分けが付かない場合、家庭ゴミの収集をすることができないことがありますので、家庭ゴミと事業所ゴミの分別についてご協力をよろしくお願いいたします。

税務課資産税調査係からのお知らせ

相続人代表者指定届について

賦課期日（1月1日）以降に所有者の方が亡くなられた場合、税に関する書類を代表して受領する方を相続人の中から指定して頂くことができます（地方税法第9条の2）。相続人のうちのひとりに、「**相続人代表者指定届**（兼固定資産現所有者申告書）」を送付しますので、相続人にてご確認の上、ご提出をお願いいたします。

固定資産現所有者申告について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者（以下「相続人」といいます。）の方がその納税義務を承継することとなります（地方税法第9条）。相続人の把握のために、相続人のうちのひとりに、「（相続人代表者指定届兼）**固定資産現所有者申告書**」（同法第384条の3及び宮古島市税条例第74条の3）を送付しますので、相続人にてご確認の上、ご提出をお願いいたします。

固定資産の使用者課税について

固定資産の所有者の存在が不明である場合、その使用者に対して固定資産税を課することができます（地方税法第343条第5項）。当該固定資産の使用者を確認するために、固定資産使用状況のご確認について、使用者又は関係者に情報提供をお願いすることがあります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和5年度以降の固定資産納税通知書及び納付書送付について

令和5年度以降は、本市が所有者の方の賦課期日までの死亡を知り、かつ、相続人による相続登記が賦課期日までに完了していない場合は、相続人全員に納税通知書を送付することとなります（地方税法第9条第4項）。納付書につきましては、相続人代表者指定届にて届出があった代表者又は本市で定めた相続人に同封しますので、相続人にてご確認の上納付をお願いいたします。なお、本市の相続人調査が納税通知書送付に間に合わない場合は、これまで通り、代表者の方へのみの送付となりますので、ご了承ください。

☎ 税務課 資産税調査係 ☎ 72-3751（内線 2448、2451）

多重債務者無料相談を実施中

沖縄弁護士会は借金を抱えている方からの相談を受け付けています。弁護士が電話や対面での相談に対応します。

相談は初回無料です。

借金返済に困っている方は是非ご利用ください。
受付：月曜日～金曜日
9時30分～17時00分
（12時～13時を除く）
☎ 沖縄弁護士会事務局 ☎ 098-865-3737

新任人権擁護委員のご紹介

宮古島市の人権擁護委員として、「安本徹好」さんが、令和5年1月1日に法務大臣より新たに委嘱されましたのでお知らせします。

「人権相談」をご存じですか？皆さんの毎日の生活の中で、「これは『人権問題』でないだろうか？」と感じたり「法律上どのようになるのだろうか？」と思悩んだりすることがあったら相談してください。

人権擁護委員が人権に関する御相談（人権相談）をお受けしています。相談は無料で、難しい手続きは何もありません。相談内容についての秘密は厳守します。困ったときは、一人で悩まず、相談してください。

☎ 那覇地方務局 宮古島支局 72-2639

パスポートの申請について

「旅券法の一部を改正する法律」が令和5年3月27日から施行されます。申請手続きの主な変更点は下記のとおりです

【主な変更点】

- ① 発給申請時の提出書類
「戸籍抄本又は戸籍謄本」→「戸籍謄本のみ」
- ② 増補（査証欄の追加）の廃止
- ③ 未交付失効後5年以内に申請する場合は手数料が追加で発生

令和5年3月27日申請分からは戸籍抄本の提出は認められません。
戸籍謄本の提出をお願いします。

☎ 市民課 窓口係 旅券担当 ☎ 72-3751



納税のお知らせ

納期限：2月28日（火）

- ・固定資産税4期
▶納税課 収納管理係 ☎ 72-3751（内 2477）
- ・介護保険料8期
▶高齢者支援課 介護保険料係 ☎ 73-1964
- ・後期高齢者医療保険料8期
▶国民健康保険課 後期高齢者医療係 ☎ 72-3751（代）（内 2646、2647）
- ・国民健康保険税8期
▶国民健康保険課 賦課徴収係 ☎ 73-1973

相談コーナー

国民健康保険税 夜間納付窓口開設日時

- ・2月9日（木）、2月22日（水）
17時15分～18時45分
- ・場所：市役所1階 国民健康保険課
- ・お問合せ：国民健康保険課 ☎ 73-1973

ふれあい総合相談支援センター

- ・毎週 月～金（祝祭日除く）
- ・受付時間 8時30分～17時
- ・場所：社会福祉協議会 ☎ 72-3193

無料人権相談

- ・2月21日（火）13時半～16時
場所：市役所1階 地域振興課
- ・2月28日（火）14時～16時
場所：城辺公民館
- お問合せ：地域振興課 ☎ 73-4905

女性相談室

- ・毎週 月～金 9時～17時
- ・場所：市役所1階 児童家庭課 ☎ 73-1947

消費者相談窓口

- ・平日：10時～12時/13時～16時
- ・場所：市役所1階 地域振興課 ☎ 73-2695
- ・消費者ホットライン ☎ 188

夜間「暮らしの無料消費者相談」

- ・日時：2月8日（水）、22日（水）
18時～20時 ※要予約
- ・場所：市役所1階 地域振興課
- ・お問合せ：地域振興課 生活安全係 ☎ 73-4905